第一条中第三十八号を第四十一号とし、第三十七号を第三十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十五―［三―（一―ナフトイル）―一Ｈ―インドール―一―イル］ペンタンニトリル及びその塩類

第一条中第三十六号を第三十八号とし、第三十三号から第三十五号までを二号ずつ繰り下げ、第三十二号を第三十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四　（二・二・三・三―テトラメチルシクロプロパン―一―イル）（一―ペンチル―一Ｈ―インドール―三―イル）メタノン及びその塩類

第一条中第三十一号を第三十二号とし、第二十五号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五　（四―クロロナフタレン―一―イル）（一―ペンチル―一Ｈ―インドール―三―イル）メタノン及びその塩類

附　則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。